

# 長崎市消費者センター

## 長崎市消費者を守るネット通信(号外⑥)

国民生活センターからの情報です。

配信日 平成30年8月8日

### 見守り 新鮮情報

「どこか体に悪いところはないか」という電話が突然あり、「腰が悪い」と伝えたところ、「もみ方の指導に行く」と言われ、数日後に男性が自宅に来た。電気治療器の体験をさせられ、6時間も居座り、断りきれず

38万円で契約してしまった。「1週間では効果がないので10日間は使用するように」と言われたが、クーリング・オフしたい。(80歳代 女性)



## 持病の話題に乗せられて? 家庭用電気治療器具の訪問販売

### ひとこと助言

注意してね



見守るくん

- 電話で健康に関する話題を持ちかけ、訪問してきた営業員から、高額な家庭用電気治療器具の購入を勧められたという相談が寄せられています。商品を販売するという目的を隠して健康相談をしたり、器具を試させたりしながら近づいてくる事業者もいますので注意が必要です。
- 電話がかかってきた時点で、商品の販売を目的としていないかを確認し、必要であれば商品の購入、自宅への来訪をきっぱり断りましょう。
- 契約書面が渡されていない場合や、不備のない正しい記載がなされている契約書面を受け取った日から8日以内である場合等はクーリング・オフが出来るので、困ったときは、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等へご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第315号(2018年8月7日)発行: 独立行政法人国民生活センター

長崎市消費者センター (長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階)

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間]火曜日～日曜日、祝日 午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)